

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則の  
一部を改正する省令に関する意見公募手続の結果について

令和7年3月27日  
経済産業省  
資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部  
省エネルギー課

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則の改正」  
について、令和6年12月27日から令和7年1月26日まで意見公募手続を実施しました。いただ  
いた意見のうち、本件にかかる意見はありませんでした。

今般、温室効果ガス排出量等の算定方法及び報告方法が見直されることとなり、温室効果ガス  
算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令（令和7年内閣府・総務省・法務省・  
外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防  
衛省令第1号。以下「報告命令」という。）が、令和7年3月3日に交付されました。

温対法第34条では、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律  
（昭和54年法律第47号。以下「省エネ・非化石転換法」という。）に基づく定期報告のうち、二  
酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分を、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素  
（以下「エネルギー起源CO<sub>2</sub>」という。）の排出量についての温対法第26条第1項の規定にする  
報告とみなす旨が規定されています。そのため温対法と省エネ・非化石転換法のそれぞれに基づ  
くエネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出量に係る報告事項を整合させる必要があることから、今般の報告命  
令の改正に則して、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギー転換等に関する法律施行規  
則（昭和54年経済産業省令第74号）に定める定期報告の各報告様式について、本意見公募以外  
の事項についても、所要の改正を行います。（当該改正事項は第39条第4項第5号に基づき、本  
意見公募の対象外としています。）

1. 意見数

提出意見数 3件

うち本件に係る意見 0件

2. 本意見公募以外の事項で、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正す  
る命令に伴って改正を行う様式

様式第9

様式第21

様式第30